

研

究

米國の交通行政に就て (一)

内務事務官 武井群嗣



はし が き

行政事務の系統を明にし、官廳の組織及職務權限を單純且明確にし、以て時勢の進運に適合せる所謂活きた政治をする爲に、其の一端として先づ鐵道省を廢して交通省を新

設する、と云ふ提議があつたとする。勿論案の内容如何に依て之が賛否を決すべき事柄であるが、若し現在他の官廳に於て主管する交通行政に關する事項の一部を鐵道省に併合し、そして其の看板を交通省と塗り替へるのだとすればこれほど愚なそして矛盾せる改革は無からうと思ふ。何と

なれば、現在大きな事業を經營してゐる官廳が、事の序を以て他の同業者の監督及取締を行ふと云ふ所に著しき不合理を存するのに、今度は更に一般交通行政の仕事をも其の手で行ふと云ふのでは、全く沙汰の限りと言はねばなるまい。抑々國の行政組織に於て事業官廳と監督官廳とは截然之を區別してこそ眞の實績は擧れ、之を混同して何の行政刷新ぞ。

其は兎に角、外國の交通行政組織の狀況はどうであらうか、と先づ米國政府の分から調べて見る。我が國と違つて各州の合衆國である爲に、主として州内の交通に關する事項は當該州政廳が主管するのは固より其の所で、近時の重要問題たる乗合自動車取締の如きも、之を合衆國政府の管轄に引き上げる必要ありや否やが今尙論議攻究されて居ると云ふ有様なのである。従つて各州政廳の交通行政組織を仔細に見なければならぬのは勿論であるが、取敢へず中央行政機關の狀況を調べることにする。それとても、交通省と云ふ如き單一獨任の官廳があるのではなく、大部分の

行政は州際交通委員會で之を行ふけれども、其の外に農務省には道路局あり商務省には交通運輸部があると云ふ有様であるから、先づ是等交通運輸行政を管轄する諸官廳を列擧し、主として政府又は當該部局長の發行又は發表した文書を參考として、締切間際に編輯幹事より督促を受けつゝ、取急ぎ此の稿を草することゝした。

第一章 州際交通委員會

第一節 總論

第一序 說

一般交通運輸に關する業務は、之を商業の一種と看るべきもので無く、寧ろ工業的活動の一形式として取扱ふべきものと思ふ。何となれば、是等の事業を他の一般商業と對比し且その國利民福の發達増進に對する關係を仔細に攻究する時は、其處に著しく公共的なる性質を特有して居ることとを看過するを得ないからである。公共的なるが故に、斯

かる事業を經營する者又は其の機關に對しては、他の商業經營者及嚴格なる意味に於ける私的工業者の享有するを得ない或る特殊の恩典を附與されると共に、他方に於ては、運賃々率料金手數料其の他事業經營に對し、公共的必要に基く特別の義務又は負擔を命ぜられることも亦固より其の所である。

州際交通委員會(Interstate Commerce Commission)は鐵道又は其の他の運輸交通機關に依り一般州際交通運輸の業を營む者に對する取締の權限を行使する爲、一八八七年二月四日の法律を以て創設された大統領に直屬する行政機關であるが、當初僅に五人の委員を以て組織され、其の行使する權限の如きも亦極めて制限されたものに過ぎなかつたのである。然るに時勢の進展に伴ひ行政の實績に徴し、其の後屢々公布されたる改正法又は補充法に依り、委員の數を増すと共に其の權限も擴張され、一九〇六年六月二十九日の Hepburn act に依て七人となり、一九一七年八月九日の改正法に依て九人に増し、最後に一九二〇年の運輸交通法

に依て十一人となつたのである。

第二 委員會の職掌

抑々州際交通委員會は當初交通運輸取締法(Act to Regulate commerce)及其の關係法令執行に關する事務を掌る爲に創設されたものであるから、委員會の職務權限を知らんとするには、先づ此の法律の適用される範圍を見なければならぬ。依て同法適用の範圍を列擧すると

(一) 輸導管輸送の方法に依り、又は一部輸導管一部鐵道に依り、又は一部輸導管一部水運に依て、石油又は其の他の貨物(水及自然又は人工瓦斯を除く)の運送業を營む總ての公共運輸業者。

(二) 有線又は無線に依り、通信を合衆國內の或る州、准州又は區より他の州、准州若は區又は外國に送達する電信電話及電纜會社。

(三) 全部鐵道に依り、又は連帶運輸に關する規定及夫に基く取扱協定の下に一部鐵道一部水運に依り、旅客

又は貨物の州際運輸を業とする者。

(四) 通運會社及寢臺車會社。

(五) 橋梁、渡船、車輛積載船、舢舨、その他旅客及貨物の州際運輸に使用せられ又は之に必要な總ての終端驛及運輸設備、竝に電力の使用に依る情報及通信の送達に關し使用せらるゝ總ての器具機械及裝置。

等に及ぶのであるが、委員會は是等の公共運輸業者に對し、其の運賃々率、營業々務、施設々備、證券の發行、新線の建設又は既設線の廢止、閉塞信號其の他の安全裝置等の免許及監督に關し必要な事項を規律し、何時たりとも是等營業者の業務取扱の狀況を調査し、依て以て其の遵守すべき事項を命令することを得ると共に、公共運輸業者は委員會に對して其の年報を提出し、及委員會が時々要求する。其の他の報告を提出することを要する。尙委員會は一九一三年三月一日の法律（一九二二年六月七日の法律に依り一部改正）に依り、同法の適用を受くる各公共運輸業者より其の所有し又は使用する全財産の評価々格を調査々定

する任務を負ふて居る。尙、州際交通委員會の管掌する職務權限は頗る廣汎に亘るので、寧ろそれは各論に於て詳述するのを適當と考へるが、茲に序を以て委員會長 John J. Egan 氏が同會の職能を概説したもの、中から、尙數項を摘載しようと思ふ。

委員會の主たる職能の一角が州際運輸交通に従事する鐵道業の監督に在ることは前記の通りであるが、就中最も嚴重なる監督の下に立つもの、一は其の運賃々率に關する事項であつて、運輸業者は總ての運賃々率及手數料等を印刷公告することを要し、公告せる運賃表等は法令の規定せる方法及形式に依るに非ざれば之を變更することを得ず、又其の有效期間中はあらゆる旅客若は貨物に對し又は地方により、其の間不當に差別的適用あるを許さない。若し夫れ公告する運賃々率及手數料等の定め方が、正當且合理的ならざるべからざるは固より言を俟たぬ所である。

如何なる場合に於ても運輸業者は公告したる運賃等を徴收し荷主は之を支拂ふを要するのは勿論であるが、若し荷

主にして斯の如き運賃等が不合理なるか又は法令の規定に違反せりと思惟するときは、委員會に訴願を提出して當該運賃等の變更又は既に支拂ひたるが爲に損失を蒙れる賃金の返還若は損失の補償を請求することを得。右の訴願書は利害關係を有する運輸業者に送達されたる後、通例訴願人に都合よき場所に於て審判に付せられ委員會の審理規則の下に一人の監察官に依て取調べられ、監察官は意見を具して其の結果を委員會に報告し該調書は當事者に送達される一九二六年十月三十一日に終る一年間に於て、如斯訴願は約千六百件受理され其の調書三十萬頁以上に及んで居る。委員會は監察官の報告せる調書を審査し、監察官の意見に對する特別例外の有無を考慮し、且當事者が欲する場合には其の陳述を許したる後、最後の斷案たる裁決を下すのであるが、此の裁決は運輸業者を拘束する効果を生ずる。固より法律規定の疑義に付ては、委員會と雖裁判所の解釋に従ふのであるが、供しながら委員會の行政的權限内に屬する事件例之運賃率の合理性に關する意見の如きは、他に

特別なる事由の存せざる限り裁判所に依て破らるゝ如き事は無い。尙委員會は最近所謂略式訴願なる手續きをも取扱ふに至つた。蓋し基礎的事實に付當事者双方に争なき事件に付、訴願の處理を可及的速がならしめる目的に出たものであつて、若し當事者が口頭審問の權利を放棄するならば事實及陳述の審理を文書に依て行ふ手續である。

或は委員會の右の權能を誤解して、委員會は專斷を以て又は壇に略式手續を以て、運輸業者に對し運賃率等を引下げ又は變更することを要求する權利を有するが如く考へる者もあるが、然しながら假令事實上委員會に於て或る種の運賃の不法又は不當なることを信じたとしても、制規の手續に依り利害關係人間の完全なる審判ありたる後に非ざれば、其の運賃等を變更すべき旨の命令を發することは出来ないのである。さりながら、委員會は正式又は略式の訴願に依て解決されねばならぬことになる幾多の事件を、好意的調停に依て結了させる事も出来るし、又或る地方に於ける特殊の事情が一般的訴願を提起するに至るであらうと思

はれる諸般の事項に付一般的調査を自發的に開始する場合も有り得るのである。尙委員會は國會の決議(所謂 Hooghly Path Resolution)に基き、合衆國の全賃率制度に關する一大調査に着手して居る。

訴願となつた事件の中で、運輸業者に對して賃率を妥當ならしむることを要求するものが一九一〇年以來特に増加したのであるが、之と反對に運輸業者から現行率の變更を要求した場合に於て、委員會は利害關係荷主の異議申立に依り又は自己の發案に基き、該新率表の實施を七ヶ月間留保する權能を有する。又委員會は運輸業者の業務特に其の運賃々率に對し、能率的經濟的經營を爲し且其の維持費に合理的支出を爲す運輸業者に、公平なる投資の回收を爲し得らるゝ様、常に指導監督する責務を負はせられて居る。尙委員會は賃率の最高及最低の標準を定め、又州際交通に障害を及ぼさしむるの必要に基き、州内の交通運輸に對する賃率をも定むる事が出来る。

最後に、委員會は運輸業者の車輛の配給、終端驛の共用

新線の建設及舊線の廢止、證券の發行、會計事務等を監督すると共に鐵道従業員及旅客の安全を保持する爲、各車輛の安全裝置、汽罐の検査、乗務員の勤務時間、閉塞信號及列車制動裝置、爆發物其他危險物の運送、其の他事故防止に關する法令の發布及勵行に努力する義務を負ふて居る

第三 委員會の組織

州際交通委員會は十一人の委員を以て成立つて居ることは前述の通りであるが、其の會長は年長順に従ひ年々交代する慣例である。現行法の規定によれば、委員會の掌理すべき事務は極めて多岐に亘つてゐるので、處務の敏速を圖る爲に國會の承認を得て委員會を六つの部 (Divisions) に分ち、各部に三名又はそれ以上の委員を配屬させ、各委員は時々交替する事として委員會の管掌事務を各部に分配掌理させる方法を執つて居る。而して委員會と其の各部との關係を見るに、各部は其の部の分掌事務に關しては、委員會が法令に依て與へられ又は負はされた同一の權限及

権能を有し義務及責任を負ふ、但各部の爲したる命令處分
其の他の行爲は委員會の再審を経る事を要するのである。

委員會は之に従屬する數多の局課を以て組織されてゐる
而して委員會及其の各部と各局との關係を見るに、各局は
委員會の管掌事務を分掌處理することを委託され、各部は
是等の一局又は數局の一般的監督を委任され、従つて各局
は委員會又は其の屬する委員會の部に對して處務の報告を
爲す事を要するのである。各局とは

總務局 (Bureau of Administration)

經理局 (B. of Accounts)

財務局 (B. of Finance)

訴願局 (B. of Formal Cases)

略式訴願局 (B. of Informal Cases)

調査局 (B. of Inquiry)

法務局 (B. of Law)

検査局 (B. of Locomotive Inspection)

保安局 (B. of Safety)

運輸局 (B. of Service)

營業局 (B. of Signals and Train Control Devices)

統計局 (B. of Statistics)

交通局 (B. of Traffic)

評價局 (B. of Valuation)

の十四局を指す。而して各局は夫々更に各課 (Section)
に分れ、各部門に依て各局に分掌された事務を、更に特別
の事項に従つて分割取扱はしめて居るのである。尙是等各
課の外に、更に特殊の事項を取扱ふ部 (Boards) なるもの
が設けられ、現在に於ては委託部 (B. of Reference) 審理
部 (B. of Referees) 及賠償部 (B. of Compensation) の三
部がある。

最後に、是等部局の事務を總括して州際交通委員會の權
限に屬する一般的行政事務を處理し及之が執行の責に任ず
る者は總務長官 (Secretary) であつて、之を補佐する者に
次長がある。(Assistant Secretary) 而して總務長官、次長
各局長及監察官 (Examiner) の任免は委員會之を行ふ事に

なつてゐる。

第四 委員會の經費

州際交通委員會の經費は、一九二七年六月三十日に終る會計年度豫算によれば六、一五三、一五七弗である。而して此の金額中には鐵道評價に要する經費豫算及前年度剩餘

金一、四二七、九六〇弗を含んで居るのであつて、鐵道評價とは一九二八年六月三十日迄の三年計畫を以て、各鐵道の原始價格を評價査定せんとするのである。因に委員會の事務員は其の創設當時に於ては僅に十一人であつたが年と共に漸次其の數を増加し、現在に於ける定員は實に一千八百六十七人に及んで居る。

巴里の鋪裝

(八)

内務技師 三浦七郎

アスファルト鋪裝 (二)

コンコルド廣場に使用したる瀝青は、セイセール産のロックアスファルトの粉末とコールターとの混合物であつた。此鋪裝は冬期に至れば乾燥して破壊し易く、瀝青は結合力を失つて石材を離脱するに至つた、之と同一の方法に

て他の道路の鋪裝を施工せしも、遂に成功を見るに至らず瀝青は幾何ならずして損傷を生じ修理を施すの至難なるため終に破壊した。

其の内にソミウール市在職の土木技師クローヌ氏は其の附近の國道に新鋪裝法を試みた、其の鋪裝は普通の砂利道の地盤を築造し其の地盤上に二乃至四センチメートル厚